

# 若宮大通公園（若宮スケートパーク、白川ブリッジ） ネーミングライツ・パートナー募集要項

名古屋市では、公園のにぎわいの創出や持続可能な維持管理を行うとともに、企業等の地域貢献の場としてご活用いただくため、次の公園施設（以下、「施設」という。）において、ネーミングライツ・パートナー（以下、「パートナー」という。）を募集します。

パートナーとなった企業・団体等は、対象となる施設に、企業名や商品名を入れた愛称を表示することができます。

## 1 対象施設

募集は施設ごとに行います。複数の施設に応募することも可能です。

今回募集する施設一覧

| 区 | 公園名    | 施設名       | 所在地            |
|---|--------|-----------|----------------|
| 中 | 若宮大通公園 | 若宮スケートパーク | 中区大須3丁目地内      |
|   |        | 白川ブリッジ    | 中区大須2丁目、栄2丁目地内 |

※詳細情報は、各施設の「ネーミングライツ詳細条件」をご覧ください。

## 2 募集概要

### (1) 募集に係る期間

- ア 募集要項配布 令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）まで  
イ 応募受付期間 令和8年10月13日（火）から令和8年10月30日（金）まで

### (2) ネーミングライツ料

| 施設名       | 提案金額（年額・税別） ※千円単位 |
|-----------|-------------------|
| 若宮スケートパーク | 300万円以上           |
| 白川ブリッジ    | 100万円以上           |

- ※ 応募者の提案金額をもとに契約します。  
※ ネーミングライツ料には、2（5）に記載するパートナーが負担する費用は含みません。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

※本件の契約の相手方となったパートナーは、次回（令和14年4月1日から令和19年3月31日までを予定）の契約に関して優先的に交渉することができます。

### (4) 愛称の使用及び表示期間

| 施設名       | 愛称の使用及び表示期間                 |
|-----------|-----------------------------|
| 若宮スケートパーク | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間） |
| 白川ブリッジ    |                             |

（愛称の掲出及び撤去に係る期間を含みます。）

## (5) 費用負担

愛称表示等に係る費用負担は、次のとおりとします。

制作、設置、撤去等の愛称の掲出に係る施工費用は全てパートナーの負担とし、ネーミングライツ料には含まれません。

| 区 分                   | パートナー | 市 |
|-----------------------|-------|---|
| 敷地内外の看板等の制作・表示変更・設置   | ○     |   |
| 看板等の修繕または更新、点検等維持管理費用 | ○     |   |
| 契約期間終了に伴う原状回復         | ○     |   |
| 契約締結後に市が作成する印刷物への表示   |       | ○ |

## (6) 施設の魅力向上策・地域貢献の提案

各施設の魅力向上や地域貢献に関する提案を期待します。詳細は各施設の「ネーミングライツ詳細条件」を参照してください。

## (7) スケジュール

- ・募集要項配布 令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）まで
- ・募集に関する質問受付 令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで
- ・質問に対する回答 令和8年10月9日（金）まで
- ・応募受付 令和8年10月13日（火）から令和8年10月30日（金）まで
- ・市民等からの意見募集 令和8年12月中旬から令和9年1月中旬（予定）
- ・外部有識者等からの意見聴取 令和9年1月下旬（予定）
- ・候補者決定及び選定結果通知・公表 令和9年2月中旬（予定）
- ・契約締結 令和9年2月下旬（予定）

## (8) 詳細条件

詳細については、施設の「ネーミングライツ詳細条件」を参照してください。

# 3 愛称の命名・表示条件

## (1) 愛称の命名条件

愛称の命名に係る条件は、次のとおりです。

ア 愛称としてつけることができるのは、パートナーの企業名（店舗名、業種名、企業ロゴも可）や商品名などです。

イ 各施設の「ネーミングライツ詳細条件」に記載された、必須とする表示を含めた愛称を提案してください。

ウ 別添「緑政土木局広告掲載要綱」第3条のいずれかに該当する愛称を付することはできません。

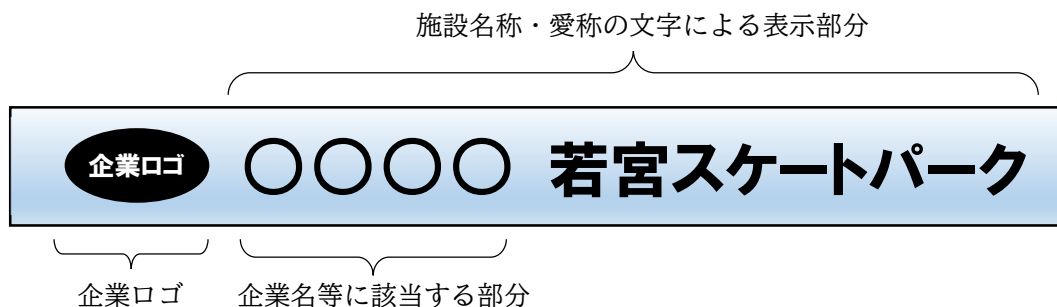
エ 提案された愛称は、公園・公園施設ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定します。

オ 契約期間内の愛称変更は原則としてできません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由があると市が判断した場合には、この限りではありません。

## (2) 愛称の表示条件

パートナーは、愛称を施設に表示することができます。表示条件は、次のとおりです。

- ア 愛称を掲出できる場所は、各施設の「ネーミングライツ詳細条件」をご確認ください。
- イ 掲出場所、サイズ、デザイン等は、市との協議により決定します。法規制及び施設構造等により、掲出可能な面積及び位置等が限られる場合があります。また、各種関係法令等を遵守するものとし、構造や施工方法については、市の了承を得たうえで施工してください。
- ウ ネーミングライツは、施設名の愛称であることから、一般広告とは異なり、デザインに一定のルールが設けられます。デザインのルールは次のとおりです。
  - (ア) 企業ロゴを表示する場合、大きさは『施設名称・愛称の文字による表示部分』の一文  
字あたりの平均面積の2倍程度までとします。
  - (イ) 『施設名称・愛称の文字による表示部分』は、できるだけ『企業名等に該当する部分』  
と同じあるいは類似した字体・色彩にできるよう努めてください。  
ただし、白川ブリッジの桁部分への愛称表示については、『施設名称・愛称の文字による  
表示部分』は1色で統一するものとします。(企業ロゴはこの限りではありません。)
  - (ウ) 企業ロゴだけが独立した表示と見えないよう、企業ロゴと『施設名称・愛称の文字に  
よる表示部分』が一体的な表示となるよう努めてください。
  - (エ) 交通標識等と誤認されるような愛称は掲出できません。(例：進入禁止マーク、信号の  
絵、矢印など)



- エ 新たに掲出する看板は、都市公園法第5条第1項に規定されている公園施設の設置の許可が必要になります。この場合、設置許可使用料は免除とします。
- オ 各施設への愛称掲出や原状回復等に係る作業は、木事務所、警察署、その他関係部署に必要に応じた各種申請等の手続きを行ったうえで施工していただきます。
- カ 若宮スケートパークで行われる行事内容によっては、行事主催者が当該行事期間中、愛称を使用しないこと又は愛称の表示を制限することがあります。
- キ 若宮スケートパークについては、パートナー以外の協賛表示が施設内に表示される可能性があります。
- ク パートナーは、愛称及び該当施設の写真や動画を広報等のために使用することができます。

## 4 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）が応募できます。ただし、以下の法人等は応募できません。

- ア 政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人等
- イ 別添「緑政土木局広告掲載要綱」第4条のいずれかに該当する法人等
- ウ 契約締結までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者  
また、応募いただいた法人等については、当該法人等の役員等全員について、愛知県警察本部へ、氏名、生年月日、性別、住所、役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

## 5 選定方法等

### (1) 選定の流れ

- ア 応募受付
- イ 審査（パートナー候補者（愛称案）の決定）
- ウ 市民等からの意見募集
- エ 外部有識者等からの意見聴取
- オ パートナー（愛称）の決定
- カ 契約

### (2) 審査

選定委員会において、「若宮大通公園（若宮スケートパーク、白川ブリッジ）ネーミングライツ・パートナー候補者審査基準」に基づき、対象施設ごとに次の審査項目により総合的に判断し、各対象施設のパートナー候補者及び次点候補者の選定をします。

| 区 分 | 審査項目            |         | 配 点 |
|-----|-----------------|---------|-----|
| ①   | ネーミングライツ料提案金額 ※ |         | 50  |
| ②   | 愛称              |         | 20  |
| ③   | 応募者の状況          | 経営の安定性  | 10  |
|     |                 | 社会貢献の実績 | 10  |
| ④   | 施設の魅力向上・地域貢献策   |         | 10  |

※「7 広告代理店等の活用について」に記載する「若宮大通公園（若宮スケートパーク、白川ブリッジ）にかかるネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定」を活用する場合においても、審査はネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式1）に記載する提案金額で行います。

### (3) 次点候補者との交渉

パートナー候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立し

ない場合は、原則として、市は次点候補者と交渉を行い、協議が成立した場合は、当該次点候補者をパートナー候補者とすることとします。

#### (4) 市民等からの意見募集、外部有識者等からの意見聴取

パートナー候補者の決定後、提案内容について名古屋市公式ウェブサイトを利用し、市民等からの意見募集を行います。また、公平性、透明性及び客観性を担保するため、外部有識者等から意見聴取します。

#### (5) パートナーの決定

市民等から募集された意見及び外部有識者等からの意見を踏まえ、パートナーを決定します。なお、意見を踏まえ、検討した結果、応募者すべてがパートナーとして不適格と判断される場合もあります。

#### (6) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、決定したパートナーについては市の公式ウェブサイトにおいて公表します。

### 6 応募方法等

#### (1) 応募方法

以下のアに記載する提出書類をウの提出先に直接、郵送またはメールによりご提出ください。

なお、応募申込書は、1 者につき 1 施設に対して 1 部しか提出できません。

#### ア 提出書類

次の書類①～③に必要な事項を記入のうえ、書類④を添付して提出してください。

- ① 若宮大通公園（若宮スケートパーク・白川ブリッジ）ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式 1）
- ② 法人等の概要（様式 2）
- ③ 法人役員等に関する調書（様式 3）
- ④ 会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等
- ⑤ 各種納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税）
- ④ 登記事項証明書または登記簿謄本（現在事項全部証明書）

原本または写しを提出してください。メールでのご提出の場合は、原本をスキャンした電子データも可とします。

※様式 3 については、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置対象法人等であるか否かについて、愛知県警察本部への照会のための資料として使用します。

※広告代理店等を通して応募する場合は、別途必要な提出書類があります。詳細は「7 広告代理店等の活用について」をご確認ください。

## イ 提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金） 午後 5 時（必着）まで

（直接提出する場合は、土日・祝日等の休庁日を除く午前 9 時から午後 5 時の間受け付けます。）

## ウ 提出先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課（西庁舎 5 階）

（〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号）

電子メール：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

## (2) 質問の受付及び回答

募集に関する質問及びその回答は次のとおりとします。

### ア 質問の受付

#### (ア) 受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで

#### (イ) 提出方法

「質問票（様式 4）」を電子メールで提出してください。

#### (ウ) 提出先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

電子メール：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

## イ 回答方法

令和 8 年 10 月 9 日（金）までに、質問者に対して明らかに不利益を与える場合を除き、名古屋市公式ウェブサイトにて公開（質問者名は非公開）するとともに、質問者には個別に電子メールにて回答します。

なお、条件の補足等を記載することもあるので、質問及び回答については、応募申込書等の提出前に必ず確認してください。

## (3) 留意点

ア 複数施設に応募することができますが、応募申込書は 1 つの施設に対し 1 部提出していただきます。応募は、1 者につき 1 施設に対して 1 案のみとします。

イ 提出後は応募申込書及び添付書類の変更は認めません。

ウ 提出された応募申込書及び添付書類は返却しません。

エ 応募書類の提出後、本市から追加書類の提出を求めることがあります。

オ 応募にあたり必要な経費は、全額、応募者の負担とします。

カ 応募申込書及び添付書類は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づき公開することがあります。

## 7 広告代理店等の活用について

本募集については、広告代理店等の協力を得て応募していただくことができます。

広告代理店等を通して応募する場合は、以下に留意してください。

### (1) 活用条件

別添「若宮大通公園（若宮スケートパーク、白川ブリッジ）にかかるネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定について」をご確認のうえ、参加してください。

### (2) 提出書類

「6 応募方法等（1）応募方法 ア提出書類」に併せて、広告代理店等に係る以下の書類を提出してください。提出方法、提出期限、提出先は、「6 応募方法等」に準じます。

- ① ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定申出書（様式 5）
- ② 法人等の概要（様式 2）
- ③ 法人役員等に関する調書（様式 3）
- ④ 登記事項証明書または登記簿謄本（現在事項全部証明書）

原本または写しをご提出ください。メールでのご提出の場合は、原本をスキャンした電子データも可とします。

※様式 3 については、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置対象法人等であるか否かについて、愛知県警察本部への照会のための資料として使用します。

## 8 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

T E L 052-972-2489

E-Mail a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に関する質問については、6（2）アによります。